



令和2年度 保育施設利用申込みのご案内



◆もくじ◆

1 保育施設を利用するための認定について	2～3
2 入所申込みについて	4～9
3 入所後の手続きについて	10
4 利用者負担額(保育料)について	11～16
5 企業主導型保育所	17
6 一時預かり・保育サポート事業	18・19
7 よくある質問	20・21
8 保育施設一覧	22～30
9 保育園・認定こども園案内図	31
保育認定フローチャート	32

《問い合わせ先》

行方市役所 こども福祉課(玉造庁舎)

Tel.0299-55-0111(内線 103)

1 保育施設を利用するための認定について

(1) 子どものための教育・保育給付認定

保育所や認定こども園の利用をするには、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じた『教育・保育給付認定』を受けることが**全員に必要**になります。保護者の皆様の申請に基づいて、市が『支給認定証』の交付を行い、3つの区分の認定に応じて施設の利用先が決まっていきます。

認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設
	年齢	保育の必要量	時間区分	
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育園機能)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育園機能)

※保育認定(2号・3号)の有効期限は、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。なお、お子さんが満3歳になり3号認定から2号認定に変更になる際は、保護者が改めて認定申請をする必要はなく市町村が変更を行います。

さらに保育を必要とする2号・3号認定の方は、保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。保育標準時間、保育短時間の区分によって、保育所等の利用時間や利用者負担額が異なります。

- ①保育標準時間：1日最長11時間のなかで必要となる時間
- ②保育短時間：1日最長8時間のなかで必要となる時間

【利用のイメージ】

○教育標準時間(1号認定)

預かり保育	教育標準時間	預かり保育
-------	--------	-------

○保育標準時間(2号・3号認定)：1ヶ月あたり120時間以上の就労等で保育が必要な世帯

保育標準時間＝1日11時間	延長保育
---------------	------

○保育短時間(2号・3号認定)：1ヶ月あたり64時間以上120時間未満の就労等で保育が必要な世帯

延長保育	保育短時間＝1日8時間	延長保育
------	-------------	------

※保育利用可能時間は施設が定める時間帯の範囲内で利用が可能になります。

※施設が定めた通常保育時間を超える保育を希望する場合や保育短時間の8時間を超える保育を希望する場合は、延長保育料を保護者が負担してご利用いただくことができます。

(2) 子育てのための施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化にあたって創設された認定です。就労等「保育が必要な事由」に該当し、幼稚園や認定こども園(幼稚部)、認可外保育施設等を利用している方を対象に認定を行い、預かり保育料が無償化の対象となります。

認定区分	対象年齢	利用可能施設	認定条件
新2号認定	3歳児以上	認定こども園(幼稚部) 新制度幼稚園 認可外保育施設	【保育の必要な事由】 に該当し、「幼稚園等 の預かり保育利用」 や「認可外保育施設 等の利用」を希望す る場合
新3号認定 ※市民税が非課税 の世帯のみ対象	0～2歳児 ※認定こども園(幼 稚部)の満3歳児を 含む	一時預かり、病後児保育、 ファミリーサポートセンター ※対象であると市が確認した施設に限ります。 ※認定こども園・保育園・幼稚園・企業主導型 保育所を利用していない方が対象です。(幼稚 園・認定こども園と併用している場合は、そちら の区分での申請のみとなります)	

※私学助成の幼稚園を利用希望の場合は、新1号認定が必要となります。

利用を希望する場合は、まずは行方市役所へお問い合わせください。

(3) 保育を必要とする事由・入所期間

「教育・保育給付認定」の2号・3号認定、「施設等利用給付認定」の新2号・新3号認定を利用するためには保護者(父母)及び同居の親族が下表のいずれかの事由に当てはまり、保育が必要な状態であることが必要です。

保育を必要とする事由	利用時間	入所期間
①就労 (月 64 時間以上)	標準時間 (月 120 時間以上就労)	小学校就学前まで
	短時間 (月 64～120 時間未満就労)	
②妊娠・出産	標準時間	出産予定日の前後で4か月を超えない範囲
③保護者の疾病・障害	標準時間	小学校就学前までで療養を必要とする期間
④介護・看護	標準時間	小学校就学前までで介護・看護を必要とする期間
⑤災害復旧	標準時間	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
⑥求職活動	短時間	保育を利用してから 3ヶ月以内
⑦就学	標準時間 (月 120 時間以上就労)	保護者の卒業・修了が見込まれる月の 末日まで
	短時間 (月 64～ 120 時間未満就学)	
⑧虐待や DV のおそれ	標準時間	小学校就学前まで
⑨入所中に育休を取得 ※新規入所は該当しません	短時間	原則、生まれたお子さんが満 1 歳になる月の末日
⑩その他	申請内容による	—

2 入所申込みについて

保育所・認定こども園の保育部(2号・3号認定)と、認定こども園の幼稚部(1号認定)では、お申し込みの手順が異なります。よくご確認のうえ、ご希望の内容に合わせてお申し込みください。

(1) 保育所・認定こども園保育部(2号,3号認定)の利用申込について

保育所・認定こども園の保育部は、行方市へ利用申し込みを行います。希望施設は第3希望まで記入いただけますが、必ず通える範囲内でお申し込みください。提出書類を揃えたうえで、行方市役所までお申し込みください。

申込から利用開始まで

入園申込書兼給付認定申請書の提出

申込期間内に、認定・入所の申込書をこども福祉課へ提出してください。
申込書類に不備がある場合、利用調整時に不利になったり、受付できないことがあります。
締切りに余裕を持ってご準備ください。なお郵送・FAXによる受付は行っていません。

認定審査・確認

世帯状況・就労状況等を確認するために、職員が電話等によって確認する場合がありますのでご協力ください。申請内容に虚偽の記載があった場合には選考の対象にはならない、あるいは内定取り消しとなります。

入所判定(利用調整)

提出書類をもとに、保育所への利用希望が多く入所希望者全員の受け入れができない場合、利用調整を行います。保護者の勤務状況や家庭状況などを考慮し、保育の必要性の高いお子さんから優先的に入所することとなります。抽選や先着順ではありません。

入所決定

入所が決定した方には、行方市から「認定決定通知書」及び「保育所入所承諾書」を郵送または保育所等を通して送付します。

面接・健康診断

入園前説明会等のご案内については、直接施設から連絡があります。施設とご相談のうえ入園前の準備を進めてください。面接を受けない場合や、面談・健康診断で集団保育が不可能と判断された場合、内定取り消しになります。
なお、市外の保育施設については、直接施設へお問い合わせください。

利用者負担額決定

利用者負担額(保育料)を決定し、郵送または保育施設を通して送付します。

利用開始

利用が決まった月の1日付で利用開始となります。

◆申込みに必要な書類

申込みには、以下の書類が必要となります。記入漏れのないようにご注意ください。

また、申込み時からご家族やお勤め先などの状況が変わりましたら、速やかにこども福祉課までご連絡ください。

① 申込書【全員対象】

- 保育園入園申込書・支給認定申請書 ※児童1人につき1部必要です。
- 家庭状況調査票 ※児童1人につき1部必要です。
- 児童の状況について ※児童1人につき1部必要です。母子手帳のコピー(予防接種歴)が必要です。
- 保育所(園)等の利用に関する同意書 ※世帯につき1部必要です。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

- ・兄弟同時入所の場合、世帯で一部のみの提出で大丈夫です。
- ・同じ敷地内に60歳未満の祖父母が同居している場合、その方の証明も提出してください。
- ・証明書は空欄がないように、必要事項すべて記載してください。不備がある場合は返却します。

① 就労(外勤)	<input type="checkbox"/> 就労(予定)証明書
② 自営業・農業等	<input type="checkbox"/> 自営業等申告書 ※状況により、開業届や収支明細等コピーを求める場合があります。
③ 内職	<input type="checkbox"/> 内職証明書
④ 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日のページ)
⑤ 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または各種障害者手帳等の写し
⑥ 介護・看護	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> 診断書または介護認定のわかるもの
⑦ 就学	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書・時間割等
⑧ 求職活動	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> ハローワークの登録証等
⑨ 災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
⑩ その他	状況に応じて書類を提出していただきます。

③ 該当者のみ必要な書類

転入してきた方	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 4～8月入所:令和元年度分のもの(H31.1.2～転入の方) 9～3月入所:令和2年度分のもの(R2.1.2～転入の方)
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の手帳のコピー
離婚調停中の別居の場合	<input type="checkbox"/> 調停中であることがわかる書類(事件係属証明書等)のコピー

《提出に際しての留意事項》

- 1 就労証明書は、必ず事業主から証明を受けてください。また勤務内容について事業先に確認することがあります。
- 2 発行や準備が間に合わない書類がある場合は、申込みの締切日までにこども福祉課へご相談ください。
- 3 提出書類の内容に虚偽があった場合、利用決定または利用内定の取り消しとなる場合があります。
- 4 書類提出後は返却できません。お手元にも書類が必要な方は、事前にコピー等をした上で提出してください。
- 5 証明書類は、提出時点で発行日が3か月以内のものを提出してください。3か月以上経過している場合、再度提出を求める場合があります。

(2) 認定こども園の幼稚部(1号認定)の利用申込みについて

認定こども園の幼稚部(1号認定)のお申し込みは、園との直接契約になります。

申込時期や説明会の日程などを各園へご確認のうえ、利用希望の園へ直接お申込みください。

申込から利用開始まで

支給認定申請書・入園願書の提出

認定こども園の幼稚部(1号)の申込は、施設との直接契約になります。希望施設へお問い合わせの上、お申し込みください。



内定

施設から利用の内定を受けます。定員超過の場合、施設が定めた方法による選考が行われます。



支給認定

施設から内定を受けた後、「認定申請書」を行方市こども福祉課へ提出してください。提出書類をもとに、市が認定を行います。

事実と異なる虚偽の記載があった場合は、認定申請を却下します。



通知

市から認定証を送付します。



利用開始

利用が決まった月の1日付で利用開始となります。

◆申込みに必要な書類

施設から入所の内定が出た後は、市役所へ以下の書類を速やかにご提出ください。

① 全員必要

教育・保育給付認定申請書(教育標準時間・1号認定用) ※児童1人につき一部

② 該当者のみ必要

預かり保育の無償化を希望する場合	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号認定用) <input type="checkbox"/> 保育が必要であることの証明書等 ※保護者の就労証明書等(5P参照)
転入してきた方	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 4~8月入所:令和元年度分のもの(H31.1.2~転入の方) 9~3月入所:令和2年度分のもの(R2.1.2~転入の方)
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の手帳のコピー
離婚調停中の別居の場合	<input type="checkbox"/> 調停中であることがわかる書類(事件係属証明書等)のコピー

1 就労証明書は、必ず事業主から証明を受けてください。また勤務内容について事業先に確認することがあります。

2 提出書類の内容に虚偽があった場合、利用決定または利用内定の取り消しとなる場合があります。

3 証明書類は、提出時点で発行日が3か月以内のものを提出してください。

(3) 申込みの期間について

保育園や認定こども園(保育部)への入園を希望される保護者の方は、下記のとおりお申込みください。必要書類をすべて揃えたうえで、必ず受付期間内に提出いただきますようお願いいたします。

《令和2年4月からの入所を希望される場合》

◆受付期間

令和元年11月1日(金)～11月15日(金)(土日を除く)

◆受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※11月14日(木)は玉造庁舎のみ午後7時まで受け付けます。

◆申込場所

行方市役所 玉造庁舎 こども福祉課 子育て支援 G

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

◆不足書類等の提出締切

令和元年11月29日(金)

※この期間内に不足書類の提出が出来ない場合は、二次選考として取り扱わせていただきます。期日に余裕をもって書類の準備をしてください。

◆留意事項

・受付期間以降に申込書の提出をされた場合、二次選考として受け付けをします。

・二次選考は、一次選考の結果定員に空きがある場合のみ実施します

《年度途中入所を希望される場合:5月以降》

◎定員に空きがある場合のみ選考を行います。

入所申し込みは、1ヶ月ごとになります。入所希望月の約2ヶ月前から前月の15日までにお申し込みください。ただし、保育施設には定員がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

◆申込期間

入所希望月の2ヶ月前から前月15日まで(土日祝日を除く) ※締切日が休日の場合は次の開庁日
午前8時30分～午後5時15分

◆申込場所

行方市役所 玉造庁舎 こども福祉課 子育て支援 G

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

認定こども園(幼稚園機能分)への入園申込みは、まずは希望施設へ直接ご連絡ください。施設から内定が出たら、下記の締め切りを確認し、速やかに市役所へ認定申請を行ってください。

令和2年度4月入所	: 原則、令和元年12月末日まで(最終受付: 令和2年3月15日頃まで)
令和2年度5月以降入所	: 入所希望月前月末日まで

(4) 利用調整基準表

提出された申込書から、保育の優先度を点数化して入所決定していきます。

① 保育の必要性の基準

保護者(母親)				保護者(父親)				
就労(通退勤に要する時間を含む)	居宅外労働(自営を含む)	月 20 日 (週 5 日) 以上就労	月 140H(週 35H) 以上	10	就労(通退勤に要する時間を含む)	月 20 日 (週 5 日) 以上就労	月 140H(週 35H) 以上	10
			月 120H(週 30H) 以上	9			月 120H(週 30H) 以上	9
			月 80H(週 20H) 以上	8			月 80H(週 20H) 以上	8
			月 64H(週 16H) 以上	7			月 64H(週 16H) 以上	7
		月 16 日 (週 4 日) 以上就労	月 112H(週 28H) 以上	9		月 16 日 (週 4 日) 以上就労	月 112H(週 28H) 以上	9
			月 96H(週 24H) 以上	8			月 96H(週 24H) 以上	8
			月 64H(週 16H) 以上	7			月 64H(週 16H) 以上	7
			月 84H(週 21H) 以上	8			月 16 日 (週 3 日) 以下就労	月 84H(週 21H) 以上
	月 72H(週 18H) 以上	7	月 72H(週 18H) 以上	7				
	居宅内自営	中心者	10	居宅内自営	中心者	10		
		協力者(居宅外労働に準ずる)			協力者(居宅外労働に準ずる)			
	内職	月 120H 以上	7	内職	月 120H 以上	7		
		月 64H 以上	5		月 64H 以上	5		
	農業・漁業	日々従事者(中心者)	10	農業・漁業	日々従事者(中心者)	10		
日々従事者(協力者)		8	日々従事者(協力者)		8			
妊娠・出産	前後各 2ヶ月	10						
疾病・障がい	長期入院	10	疾病・障がい	長期入院	10			
	自宅療養	10		自宅療養	10			
	定期的通院	8		定期的通院	8			
	障がい区分 1級・2級	10		障がい区分 1級・2級	10			
	障がい区分 3級以下	8		障がい区分 3級以下	8			
介護等	常時介護・看護	10	介護等	常時介護・看護	10			
	定期的介護・看護	8		定期的介護・看護	8			
災害復旧	災害による復旧	10	災害復旧	災害による復旧	10			
求職活動	90 日間	3	求職活動	90 日間	3			
就学(通学・技能取得)	居宅外労働に準ずる		就学(通学・技能取得)	居宅外労働に準ずる				
その他	市長が認める場合	5	その他	市長が認める場合	5			

② 優先保育の基準(加算)

ひとり親世帯	死亡・離別・行方不明	20	育休復帰	再入所	8
生活保護世帯	保護者の就労により自立	18		新規入所	5
社会的擁護	生計の中心者の失業により就労の必要あり	15	きょうだい同時利用	入所中	5
	虐待やDVのおそれあり	12	地域型保育所卒園		3
障がい児	手帳・診断書・施設利用あり	10	同居祖父母(65歳未満)	高齢のため保育できないと主張	-3
			滞納世帯	1年以上保育料を納付していない	-3

(5) 広域入所について

① 行方市在住で市外の保育所へ入所希望

行方市外の保育所を希望する場合は、行方市へ支給認定申請及び保育所入所申し込みが必要になります。

なお、保育所の所在する市町村によっては、申し込みに制限がある場合や受付期間が異なる場合がありますので、あらかじめ希望する保育所所在の市町村へ確認してからお申し込みください。利用調整は、保育所所在の市町村が行います。市町村から回答がありましたら、行方市から保護者へ結果を通知します。

また、市町村によっては市外からの申込みに制限を設けている場合があります。必ず事前にご確認ください。市外の保育所へお申し込みできる期間は1年度単位になります。入所が決定して次年度も継続利用を希望する場合は、あらためて行方市へ入所申し込みが必要になりますので、次年度も忘れずに手続きをしてください。

② 行方市外在住で行方市の保育所へ入所希望

住民登録がある市町村での申請が必要になります。原則として、行方市民から先に利用調整を行い、受け入れ枠に余裕がある場合に他市町村の方を内定します。ただし、行方市内に転入予定の方は、行方市民と同様に利用調整を行います。申込時に転入予定時期と転入先を申告してください。

(6) 結果通知について

結果については、入所承諾・不承諾に関わらず郵送にて通知します。

4月入所については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は2月に通知予定です。5月以降のお申し込みについては、入所を希望する月の前月の20日頃になります。

① 入所が決定したら(入所承諾書が届いたら)

行方市から「支給認定証」及び「保育所入所承諾書」を通知します。

入園前説明会等のご案内については、直接施設から連絡があります。施設とご相談のうえ入園前の準備を進めてください。

なお、市外の保育施設については、直接施設へお問い合わせください。

② 内定にならなかった場合

利用希望月に利用開始できない場合があります。

施設の状況や申込みの状況によっては、希望する施設を希望月から利用することができない場合があります。長期間利用の待機をしていたり、申込みをした順番は、内定の可否には関係しません。

原則として、初回のみ「保育所入所保留通知書」を送付します。初回だけでなく育児休業延長の手続きなどで保留通知書が必要な場合は、こども福祉課へ直接ご連絡ください。

なお、入所できなかった場合でも、空き待ちを希望する場合は、希望施設で空きが出た場合などに入所できる場合があります。一度受付をした申込みはその年度内までは有効となりますので、毎月申込みする必要はありません。入所が可能になった場合のみご連絡します。

3 その他申請に係る手続きについて

(1) 申込み時と状況が変わったとき

◆次のような場合は、申請中・入園中を問わず必ず子ども福祉課にご連絡ください。支給認定の変更申請を行っていただきます。

- ・ 住所が変更になったとき(転出,転居,1ヶ月以上の出国,帰国など)
- ・ 世帯状況が変わったとき(保護者の婚姻・離婚,家族の死亡など)
- ・ 就労状況が変わったとき(就労先,就労形態の変更など)
- ・ 入所期間の変更を希望するとき(入所期間満了前の退園,入所期間の延長)
- ・ 家庭内保育が可能になったとき(退職,病気全快,出産後1年以上育児休業を取得する場合,その他)
- ・ 保育施設利用中に育児休業を取得されるときや,育児休業が終了し仕事復帰されるとき(支給認定が変更になります。)

(2) 転園したいとき

転園を希望する場合は,新年度4月からの申込み受付時に,新規申込みと同様に申込みが必要です。期限までに入園申込書を提出してください。

なお,原則として年度途中の転園は,転居や転出等で現在通っている保育所等に通えないなどの特別な事情がないかぎりできません。年度途中で転園を希望される場合は,子ども福祉課までご相談ください。

転園の内定が出た場合,現在入所している保育所等には別のお子さんが内定するため,元の保育所には戻れない場合がありますのでご注意ください。

(3) 申込みを取り下げる・入所内定を辞退するとき

なんらかの事情で(児童の体調が悪い,家での保育が可能になった等)保育所等の申込みを取りやめたい場合は,必ず子ども福祉課までご連絡ください。取り下げ・辞退の手続きを行っていただきます。

(4) 退所したいとき

退所を希望する場合や「保育を必要とする事由」がなくなった場合には,速やかに子ども福祉課へ「保育所退所届」を提出してください。

※退所は1ヶ月単位になります。退所届が提出された月の末日まで入所が継続されますので,あらかじめご了承ください。

(5) 継続利用の確認(現況届)について

入所後も年1回を基本に,認定の現況確認をすることと定められていることから,毎年11月に保育認定(2号・3号認定)及び1号認定で預かり保育を常時利用されている方(施設等利用給付認定新2号・新3号認定)の世帯の方には,「現況届」を提出していただきます。

また,次年度も保育の継続利用を希望される場合は,現況届に併せて継続利用調査の書類を提出していただきます。確認の結果,家庭内保育ができることが判明した場合や書類を提出されなかった場合や虚偽の申請があった場合は,保育期間内であっても退園していただくこととなります。

4 利用者負担額(保育料)について

令和元年10月1日より、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、利用者負担額(以下保育料という)について大幅な変更がありました。

(1) 保育料の算定方法

保育料は、認定区分ごとに保護者の市町村民税課税状況と児童の年齢(4月1日時点の満年齢)、保育必要量(保育標準時間または保育短時間)により階層区分に分けて決まります。また、市民税が毎年6月に算定されるため、保育料は毎年4月と9月の2回算定します。

◆ 保育料と課税年度

月(令和2年度)	保育料算定の基礎となる課税年度
4月～8月	令和元年度(平成30年1月から12月までの収入に対する税額) ※平成31年1月1日現在に行方市外に住民登録していた方は、令和元年度の課税証明書を提出して頂きます。
9月～3月	令和2年度(平成31年1月から令和元年12月までの収入に対する税額) ※令和2年1月1日現在に行方市外に住民登録していた方は、令和2年度の課税証明書が必要です。

◆市町村民税所得割課税額における税額控除は、**住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除**は控除の対象にはなりません。これらの控除があった場合は、控除前の金額で算定を行います。

◆保育料の算定は、基本的に児童の父母の市民税額による算定ですが、以下の事項に当てはまる場合、祖父母等の市民税額を合算する場合があります。

- ・父母の収入が合計206万円(ひとり親世帯の場合は103万円)以下の場合、世帯の生計の主宰者(主に同居の祖父母等)
- ・児童を父母以外が扶養している場合は、その扶養主
- ・父母が家族の扶養や自営業や農業の専従者になっている場合は、その扶養主や専従主

※なお、世帯分離をしても、同じ住所地番に居住している場合は同居とみなされます。

◆市民税課税台帳から、父もしくは母(あるいは両親とも)の市民税額が確認できないときは、年齢区分の最高額で決定します。申告後、または課税証明書の提出後に、改めて保育料を算定します。(階層によっては保育料に変更がない場合があります。)

◆次の項目に該当がある場合、保育料が変更する場合があります。必ず市役所こども福祉課までご連絡ください。原則として、**こども福祉課へ申請があった翌月から**保育料を変更します。

- ・支給認定の内容に変更があった場合(標準保育と短時間保育の切替)
- ・世帯の異動(保護者の結婚・離婚・転居等)があった場合
- ・税額の変更(税の修正申告など)があった場合

(2) **0～2歳児(3号認定) 保育所,認定こども園(保育園機能部分)基準額表**

金額は4月1日時点の年齢で決まります。途中で3歳になっても年度中は0歳～2歳児の額です。

小学校就学前の範囲内で、きょうだい保育所,認定こども園,幼稚園を同時利用する場合,2人目は年齢に応じた基準額の半額,3人目は無料となります。

※同時入所している兄・姉が無償化の対象となっている場合でも,多子軽減は適用されます。

階層区分		利用者負担額(月額)	
階層	定義 (金額は市民税所得割額)	保育認定3歳児未満(3号認定)	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円以下	14,000円	13,800円
第4階層	所得割課税額 97,000円以下	21,000円	20,700円
第5階層	所得割課税額 133,000円以下	30,000円	29,500円
第6階層	所得割課税額 169,000円以下	34,000円	33,500円
第7階層	所得割課税額 235,000円以下	37,000円	36,400円
第8階層	所得割課税額 301,000円以下	40,000円	39,400円
第9階層	所得割課税額 397,000円以下	45,000円	44,300円
第10階層	所得割課税額 397,001円以上	50,000円	49,200円

◆3号認定の保育料軽減について

① 母子・父子世帯及び在宅障害児(者)世帯の保育料軽減

次の条件をどちらも満たす世帯が該当となります。

ア 母子・父子世帯及び在宅障害児(者)世帯と認定された場合

※障害児(者)とは、身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方、特別児童扶養手当支給対象児を言います。

イ 保育料階層が3階層から4階層の一部(市民税所得割の合計が77,100円以下)までの世帯
また、多子世帯の場合は、保護者と生計が同一である入所児童のきょうだいがいれば、年齢に関わらず1人目として数えることができます。

階層区分	第1子	第2子以降
第3階層	5,000円	無料
第4階層の一部 (市民税所得割 77,100円以下)	9,000円	

② 多子世帯の保育料軽減

子どもが2人以上いる世帯のうち、保育料階層が3階層から4階層の一部(市民税所得割の合計が57,100円以下)の場合、多子世帯の保育料軽減措置が適用されます。この軽減に該当する世帯は、生計が同一の子どもの年齢に関わらず、最年長の子どもから1人目と数えることができます。

階層区分	第1子	第2子	第3子
第3階層～第4階層の一部 (市民税所得割 57,700円以下)	基準月額	基準月額の1/2	無料

(3) **3～5歳児 保育所・認定こども園(幼稚部・保育部)**

金額は4月1日時点の年齢で決まります。2号認定(保育認定・3歳児以上),1号認定(教育標準時間・満3歳以上)のお子様は保育料が無償化されます。

保育料
0円/月
※市民税所得割額等に関係なく,利用者全員がこの額となります。

① **給食費について**

これまで給食費のうち,おかず・おやつなどの副食費は,保育料に含まれている額として集金していましたが,10月から保育料無償化に合わせて,副食費は実費負担となります。

主食費(ごはん等)

園で定めた金額を,入所している園へお支払いいただきます。主食費の減免はありません。

副食費(おかず・おやつ等)

園で定めた金額を,入所している園へお支払いいただきます。※金額等詳細は各園へ直接ご確認ください。ただし,副食費は以下の通り,徴収が免除となる場合があります。

- ① 世帯の収入が約 360 万円以下相当
- ② 1号認定または2号認定(3歳児以上)で,全階層の第3子以降の子ども

【1号認定の場合】…市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯

階層区分	定義(市民税)	多子カウント		
		第1子	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	第1子	第2子	第3子
第2階層	市民税非課税世帯	第1子	第2子	第3子
第3階層	所得割課税額 77,100 円以下	第1子	第2子	第3子
第4階層	所得割課税額 211,200 円以下	第1子	第2子	第3子
第5階層	所得割課税額 211,201 円以上	第1子	第2子	第3子

※多子のカウント方法については,これまでの保育料の多子軽減と同じ数え方となります。

第2・3階層	生計が同一の子どもの年齢に関わらず,最年長の子どもから1人目と数える。
第4・5階層	小学校3年生までの範囲内で数える。

【2号認定(3歳児以上)の場合】…市民税所得割課税額が 57,700 円以下の世帯
(ひとり親,在宅障害世帯は 77,100 円以下)

階層区分	定義(市民税)	多子カウント		
		第1子	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	第1子	第2子	第3子
第2階層	市民税非課税世帯	第1子	第2子	第3子
第3階層	所得割課税額 48,600 円以下	第1子	第2子	第3子
第4階層	所得割課税額 57,700 円以下 (※ひとり親,在宅障害世帯は 77,100 円以下)	第1子	第2子	第3子
	所得割課税額 97,100 円以下	第1子	第2子	第3子
第5～10階層	所得割課税額 97,101 円以上	第1子	第2子	第3子

※多子のカウント方法については,これまでの保育料の多子軽減と同じ数え方となります。

2～4階層の一部	生計が同一の子どもの年齢に関わらず,最年長の子どもから1人目と数える。
4階層の一部以上	小学校就学前までの範囲内で数える。

② 延長保育料の取り扱い

保育認定の2号認定・3号認定(非課税世帯)のお子さんについては、保育短時間(最大8時間)・保育標準時間(最大11時間)にかかわらず、時間内の保育は無償となりますが、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は別途延長保育料金が必要です。

※開所時間・延長保育料は園によって異なります。

③ 認定こども園の幼稚部(1号認定)の預かり保育

1号認定の教育標準時間の時間内の保育は無償となりますが、時間を超えて預かり保育を利用する際には預かり保育料がかかります。

ただし、「保育を必要とする事由」があり、施設等利用給付認定の「新2号・新3号認定」を受けた児童は、利用料が無償化の対象となります。認定を受けるには、行方市への申請が必要です。

◆預かり保育が無償になる条件

以下の条件に該当し、「保育が必要な事由」があり、市から認定を受けた「新2号・新3号認定」の児童は、利用料が無償化の対象となります。

認定区分	年齢(4月1日時点)	無償化になる条件	有効期間
新2号認定	3歳児以上	保育を必要とする事由がある世帯	原則、小学校就学前まで ※事由により期間は異なります。 詳細は5p参照
新3号認定	2歳児(満3歳児) ※ただし市民税が非課税の世帯		

◆預かり保育の上限額

預かり保育の上限額は、1日450円を上限額とし、1ヶ月の利用日数に応じて上限額が変動します。月によって利用日数が異なる場合、上限額も月毎に変わりますので、ご注意ください。

1ヶ月の 上限額	3歳児以上	450円(日額上限) × 預かり保育を使った日数 (最大上限額 11,300円/月)
	満3歳児	450円(日額上限) × 預かり保育を使った日数 (最大上限額 16,300円/月)

◆預かり保育料無償化の計算方法について

実際に使った預かり保育料と450円(日額上限)×利用日数で計算した金額を比較して、低いほうの金額が無償化の対象となります。限度額を超えた金額は、保護者の自己負担となります。

※預かり保育料の費用計算例

利用日数	上限額と実際の預かり保育料	無償化される額	保護者負担額
10日	①1ヶ月の上限額：450円×10日=4,500円 ②実際の利用料：4,000円	①と②で低いほうの額 4,000円無償化	0円 全額無償化されます
20日	①1ヶ月の上限額：450円×20日=9,000円 ②実際の利用料：9,500円	①と②で低いほうの額 9,000円無償化	500円 自己負担が発生します

※預かり保育料や開所時間は、施設によって異なります。詳細は園へご確認ください。

◆無償化ための手続きの流れ

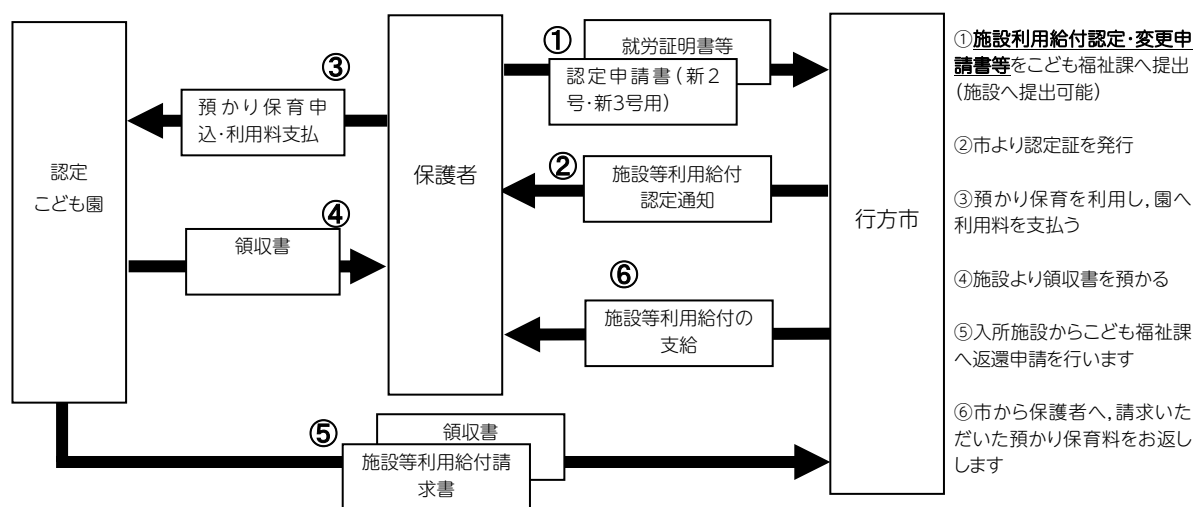
以下の書類を、預かり保育利用希望の認定こども園,またはこども福祉課へご提出ください。(詳細は5,6P)

- 教育・保育給付認定申請書(すでに認定こども園に入所し,1号認定を受けている方は必要ありません)
- 施設等利用給付認定・変更申請書
- 保護者の「保育を必要とする事由」の証明書

なお,預かり保育料は,現在在籍している園へ一度お支払いしていただく必要があります。

園で利用状況等を取りまとめのうえ,市から保護者へ利用料の還付(償還払い)を行います。還付の時期は,三ヶ月に一度の頻度で行う予定です。

大まかな手続きの流れは,次のとおりです。



◆留意事項

・幼稚園の預かり保育の実施時間が短い(平日の預かり保育の提供時間が累計8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合,認可外保育施設等の利用が無償化になる場合があります。(月額11,300円から預かり保育料の額を差し引いた金額が上限です)

・認定内容に変更が生じた場合は,速やかにこども福祉課までご連絡いただきますようお願いいたします。

(例)世帯状況が変わったとき(保護者の離婚・婚姻など)

保護者が求職活動をされる時,または仕事が決まったとき

保護者が育児休暇を取得するとき,または育休復帰するとき

認定こども園等で,幼稚部(1号)から保育部(2号)へ変更を希望のとき

・施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けている方は,年1回の現況確認を必要とします。確認時期になりましたら,市から「現況届」を保護者宛に送付します。現況届と共に改めて「就労証明書」等をご提出していただきますので,あらかじめご承知おきください。

(4) 契約・保育料の納入について

◆契約・保育料の支払先は利用する施設により異なります。

私立保育園を利用する場合 ⇒ 利用者は市と契約し保育料を市へ支払います。

認定こども園を利用する場合 ⇒ 利用者は施設と契約し保育料も施設へ支払います。

◆保育料は、月の初日に在園している場合は、月途中で退園してもその月の保育料は全額納入していただくこととなります。また、保育所等へ在園している期間は、保育所等を休んでも保育料を納入していただきますのでご了承ください。

長期にわたり(1ヶ月以上)保育所等を休む場合は、前月の末日までにこども福祉課へご相談ください。

(5) 保育料の納入方法(私立保育所利用の場合)

行方市への保育料の納入方法は、口座振替と納入通知書による現金納付と2通りあります。行方市では口座振替による納入をお願いしています。

口座振替は、毎月25日(金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)に指定の口座より振替になります。

なお、口座振替ができなかった場合は、行方市役所各庁舎窓口にて現金で納入していただくこととなります。※再振替は行っておりません。

◆自動口座振替が可能な金融機関

○常陽銀行 本・支店 ○筑波銀行 本・支店

○水戸信用金庫 本・支店 ○佐原信用金庫 本・支店

○なめがたしおさい農業協同組合 ○ゆうちょ銀行

(各金融機関に「行方市税等預金口座振替依頼書」が用意してありますのでお手続きをお願いいたします。)※行方市内の金融機関に限ります。

◆納入通知書により現金で納入される場合は、毎月10日前後に入所保育園を通して納入通知書を通知しますので、その月の月末までに入所保育園に納入してください。

なお、行方市以外の保育所をご利用の方は、保護者宛に納入通知書を郵送しますので、その月の月末までに行方市役所または各金融機関にて納付願います。

(6) 保育料を滞納した場合、延滞金が発生します

平成31年度 4月より、保育料を滞納した場合は延滞金が発生します。保育料の納入がが遅くなるに従い、延滞金の金額は増していきます。納付期日までの納入をお願いいたします。

また、行方市保育所保育料徴収規則第5条の規定により滞納処分を行います。督促状・催告状等が交付されるほか、職員が自宅訪問や電話による催告を行います。

長期にわたり保育料の納入が確認できない場合、児童手当からの特別徴収を行います。

※児童福祉法の規定に基づいて、保育料の徴収を保育所に委託していることから、収納情報を必要に応じて保育所へ提供することがあります。

5 企業主導型保育

企業主導型保育所は、企業が主体となって運営する保育サービス事業です。自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、「地域枠」を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいのお子さんをお預かりしています。

(1) 入園方法

施設へお申し込みが必要です。施設が入園の可否を決定します。

施設の指示に従い、入所申し込みを行ってください。

(2) 「地域枠」の利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」※市への申請が必要です。詳細は5P参照。

従業員枠の場合、原則として保育認定の申請は不要です。

(3) 利用者負担額(保育料)・開所時間等

保育料や開所時間等は施設で決定しています。詳しくは各施設へご確認ください。

なお、令和元年10月より、企業主導型保育所も利用料が無償化となりました。無償化の対象となるお子様は、次の通りです

年齢(4月1日時点)	無償化の対象児童	無償化となる料金
3歳児以上	・従業員枠で入所している児童 ・子どものための教育・保育認定(2号・3号認定)を受けて入所している児童(地域枠)	標準的な利用料が無償となります。 ※延長保育料や給食費等は対象外となります。
0歳～2歳児 ※ただし市民税が非課税の世帯		

※保育料が無償化となる施設は、市で確認を行った施設のみとなります。詳細はお問い合わせください。

(4) 市内の企業主導型保育所(認可外)

(R1.10月現在)

施設名	定員	住所	電話番号
玉造さくら保育園	19名	若海 793-1	0299-57-6755
やきいも保育園	18名	宇崎 1561	0299-87-1130

※定員に空きがない場合があります。詳細は各施設へ直接ご連絡し、ご確認ください。



6 一時預かり・保育サポート事業

(1) 一時預かり

家庭で保育しているが、冠婚葬祭などの用事・急病・勤務形態の都合などで保育が出来ない場合や、育児疲れ解消のため一時、緊急的に一時保育を利用できます(保育施設の定員がありますので、利用できない場合もあります)。

具体的な利用条件、申込み等については、各施設に直接お問い合わせの上、ご契約ください。なお、ほとんどの施設が事前登録制です。お問い合わせはお早めをお願いします。

麻生・・・ ◆麻生こども園 ◆龍翔寺こども園 ◆子どもの家 董の苑
北浦・・・ ◆北浦こども園 ◆認定こども園のぞみ
玉造・・・ ◆玉造第一保育園 ◆玉造第二保育園 ◆玉造第三保育園

(2) 病後児保育

病後児保育対応施設では、病気の回復期であり、治療の必要はないが、集団での保育が困難である児童に対し、安静の確保に配慮して保育を行います。

【対象】

- ・行方市内在住で、保育施設や幼稚園等に在籍しているお子さん
- ・上記に該当する生後6ヶ月～小学校3年生までのお子さん

【利用日時】

月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始を除く)

【実施施設】 ◆龍翔寺こども園 ◆北浦こども園(予定) ◆玉造第一保育園

【利用方法】

病後児保育は、実施施設との直接契約になります。利用希望の場合は施設へ直接ご連絡ください。なお、原則として事前登録制となりますので、お早めに施設へご連絡ください。

(3) 地域子育て支援センター

家庭で保育している方(幼稚園や保育所に入所せずに家庭で児童を保育している方)の育児の不安、悩みの相談や、楽しく育児ができるように子育て支援を行っています。

参加利用申込みやご相談は、各園へ直接ご連絡ください。

【実施施設】

◆麻生こども園 ◆龍翔寺こども園
◆北浦こども園 ◆認定こども園のぞみ
◆玉造第一保育園 ◆玉造第二保育園 ◆玉造第三保育園

(4) 保育サポート事業(ファミリーサポートセンター)

家庭で保育している方が、就労や冠婚葬祭、その他の行事で保育ができない場合に保育を受けたい方、保育をしたい方を登録して、利用できます。保育は利用者宅またはサポーター宅でもできます。

事業についての問い合わせは行方市社会福祉協議会へ TEL.0299-36-2020

(5) 認可外保育施設、一時預かり等の利用料無償化について

定員が上限に達している等の理由で保育園・認定こども園に入所できない場合、認可外保育施設や、市内の保育園・認定こども園の一時預かりや病児保育・ファミリーサポートセンターを利用する場合、同様の条件で利用料が無償になる場合があります。認定を受けるには、行方市への申請が必要です。

◆利用料が無償になる条件

以下の条件に該当し、「保育が必要な事由」があり、市から施設等利用給付認定を受けた「新2号・新3号認定」の児童は、利用料が無償化の対象となります。

認定区分	年齢(4月1日時点)	無償化になる条件	上限額
新2号認定	3歳児以上	認可外保育施設へ入所している世帯 又は保育を必要とする事由があり、保育施設に通えずサービスを利用する世帯	37,000円/月
新3号認定	0歳～2歳児 ※ただし市民税が非課税の世帯	認可外保育施設へ入所している世帯 又は保育を必要とする事由があり、保育施設に通えずサービスを利用する世帯	42,000円/月

※利用料が無償化となる施設は、市で確認を行った施設のみとなります。

※教育・保育給付認定(1号・2号・3号認定)を受けて、保育園・認定こども園等を利用しているお子様は対象外です。

※月64時間以上の就労をしている等、常時保育に欠ける事由がない限り対象にはなりません。用事がある等の単発利用は対象外です。

◆無償化のための手続きの流れ

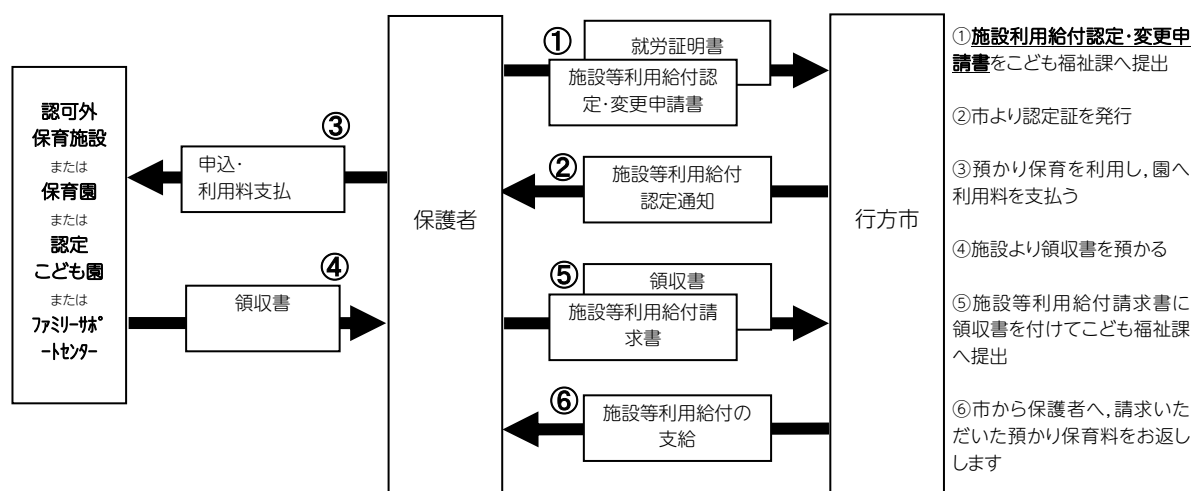
以下の書類をこども福祉課へご提出ください。

- 施設等利用給付認定・変更申請書
- 保護者の「保育を必要とする事由」の証明書(5P参照)

なお、利用料はサービスを利用した施設へ一度お支払いいただく必要があります。

施設からの領収書と請求書を市へ提出し、内容を審査した後に、行方市から申請保護者名義の口座へ利用料の還付(償還払い)を行います。複数のサービスをご利用の方は、まとめて申請していただけます。還付の時期は、年4回程度行う予定です。

大まかな手続きの流れは、次のとおりです。



7 よくあるご質問

◆認定に関すること

Q1 もうすぐ子どもが満3歳になるのですが、認定の変更手続きは必要ですか？

A1 市が変更手続きを自動で行いますので保護者の方が改めて手続きをする必要はありません。

Q2 就労時間は月 120 時間未満なのですが、園の指定する短時間の預かり時間だと、お迎えに間に合いません。保育標準時間に認定することは可能ですか？

A2 はい。園の指定する預かり時間のお迎えに恒常的に間に合わない場合は、標準時間として認定することが可能です。まずはこども福祉課へご相談ください。

Q3 仕事が変わって勤務時間が今までより長くなりました。現在は保育短時間認定ですが保育標準時間認定に切り替えたいです。どのような手続きが必要ですか？

A3 新しい勤務先の就労証明書と、支給認定変更申請書の提出が必要になります。市役所各庁舎で書類の配布・受付を行っています。なお、変更の切替は申請があった翌月からの適用になります。

◆入所申込み・選考に関すること

Q4 「保育の必要性の事由」に該当するのは、父親(または母親)のみでいいのでしょうか？

A4 いいえ。事由は保護者のどちらも(状況に応じて祖父母も)該当しないとはいけません。

Q5 現在週2日、1日3時間のパートを探しています。就労で申込みはできますか？

A5 できません。「就労」として申し込む場合、最低「月 64 時間以上の就労時間」を満たさない場合は、選考対象外となります。

Q6 出生前の申込みはできますか？

A6 行方市では出生前の申込みは受け付けていません。お子さんが生まれてからのみ受付をしています。ただし、市外の保育所等を希望で、その市町村が出生前の申込みを受け付けている場合に限り受付をします。まず希望施設のある市町村にご確認ください。

Q7 同居(又は同じ敷地内居住)していて、「保育を必要とする事由」に該当しない 65 歳未満の祖父母がいます。選考に影響はありますか？

A7 「保育を必要とする事由」に該当しない 65 歳未満の祖父母が同居している場合、利用調整の点数が減点されます。

Q8 申込みをしましたが、入所できませんでした。再度申込書を提出するのですか？

A8 既に提出された申込書は、年度内は有効です。次月以降も利用調整の対象となります。ただし、新年度4月申込み受付期間までに入所が決まらなかった場合、新年度4月からの入所も希望する場合は、新たな申込みが必要となります。また、申請内容に変更があった場合のみ新しい書類を提出して頂く必要がありますので、その際はこども福祉課へご連絡ください。

Q9 現在育児休業中で、まもなく職場復帰する予定です。申込みはいつから可能ですか？

A9 育児休業から復帰して就労予定の方は、申込みできる期日が職場復帰の予定日によって変わります。

・職場復帰が10日以前……前月の1日から利用希望可能

・職場復帰が11日以降……当月の1日から利用希望可能

(例)5月3日に育児復帰予定 :4月1日または5月1日からの申込みが可能

7月20日に育児復帰予定 :7月1日からの申込みのみ可能

※原則として育児休業の最中や、育児休業をこれから取得される予定の方は新規申込みが出来ません。あくまで育児休業が明けて就労される予定の方のみの受付です。

Q10 保育園や認定こども園を事前に見学することはできますか？

A10 見学できます。保護者の方が施設に連絡をして、見学についてご相談ください。

◆利用者負担額(保育料)に関すること

Q11 誕生日がきて子どもが3歳になり、2号へ変更になりました。保育料は無償化されますか？

A11 いいえ。保育料は4月1日現在の年齢の金額が1年間適用されます。

Q12 口座振替登録をしていますが、資金不足で口座振替ができませんでした。どうすればよいですか？

A12 口座振替ができなかった場合、月末までに保護者宛に納入通知書を送付いたします。送付した通知書で、翌月15日までに市役所または銀行にてお支払いをお願いします。

◆入所決定後の手続きに関すること

Q13 求職活動または出産で入所しましたが、期間満了後も入所を継続したいです。どのような手続きが必要ですか？

A13 【求職活動の場合】

入所期間は3ヶ月です。期間内に就労を開始し、「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」を提出してください。

【妊娠・出産の場合】

入所期間は出産予定月を含んだ4ヶ月です。期間満了後も継続する場合、出産以外の事由(就労、求職活動、疾病等)を満たした状態で、再度入所申込みを行ってください。再申込みの際は他の方との選考となりますので、継続できない場合もあります。

Q14 里帰り出産や入院のために保育所を長期間欠席したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A14 こども福祉課における手続きは必要ありませんが、欠席しているあいだも保育料は満額かかります。長期にわたる欠席(1ヶ月以上)を考えている場合は、事前にこども福祉課までご相談ください。

※その他疑問がある場合は、こども福祉課保育所担当までお問い合わせください。

8 保育施設一覧

◆認可保育所・認可認定こども園

施設名	定員	受入年齢	住所	電話番号	備考
玉造第一保育園	90人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前)	玉造乙1027-1	0299-55-3631	私立保育所
玉造第二保育園	100人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前)	西蓮寺481	0299-56-0710	私立保育所
玉造第三保育園	90人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前)	芹沢1652-5	0299-55-1224	私立保育所
子どもの家董の苑	30人	0歳(産休明け)～ 5歳(就学前)	麻生615-4	0299-77-9790	私立保育所
麻生こども園	(105人) 幼稚園機能15人 保育園機能90人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前) ※幼稚園機能は 3歳～5歳まで	麻生3323-10	0299-72-0522	認定こども園
龍翔寺こども園	(130人) 幼稚園機能30人 保育園機能100人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前) ※幼稚園機能は 3歳～5歳まで	矢幡2027-6	0299-73-2340	認定こども園
北浦こども園	(95人) 幼稚園機能15人 保育園機能80人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前) ※幼稚園機能は 3歳～5歳まで	中根309-1	0291-35-3141	認定こども園
認定こども園 のぞみ	(130人) 幼稚園機能45人 保育園機能85人	0歳(6ヵ月)～ 5歳(就学前) ※幼稚園機能は 3歳～5歳まで	山田3418-1	0291-35-2550	認定こども園

※認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

※認定こども園(幼稚部)は、教育・保育認定の1号認定の児童がご利用いただけます。

※私立保育所と認定こども園(保育部)は、2号認定・3号認定の児童がご利用いただけます。

○認定こども園(幼保連携型)

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	麻生こども園		
設置者	(福)道邦会	園長	山根 豪禅
住所	〒311-3832 行方市麻生 3323-10		
電話番号	0299-72-0522		
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	幼稚園:15人 保育園:90人
開設時間	幼稚園(1号)	9:00~15:30(預かり保育あり)	
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00(延長保育含む)	
	保育標準時間	7:00~18:00(11時間)	
	保育短時間	9:00~17:00(8時間)	
休園日	日曜・祝祭日・年末年始		
保育目標	一人ひとりの子どもが、心身ともに健やかに育つために乳幼児期に身につけなければならない基本的な生活習慣や気持ちを第一に育み、一人ひとりの個性を集団の中で大切にする		
園が取り組んでいる主な事業	◎障がい児保育 ◎地域活動事業 ◎一時保育 ◎延長保育 ◎地域子育て支援拠点事業 ◎日本太鼓(4・5歳児) ◎学習教室(4・5歳児) ◎スイミング教室(4・5歳児) ◎英語教室(3~5歳児) ◎体操教室(2~5歳児)		
入所後にかかる料金	預かり保育料	新2号	「平日」100円/時間、「土曜・振替・長期休業日」750円/日※ 上限 11,300円/月までの利用料納金後日返金。11,300円超え分は無料。
	(時間外利用)	新2号非該当	無料
		満3歳で1号	無料
	延長保育料	幼稚園(1号)	100円/時間
		保育園(2号・3号)	100円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	5,500円 + 土曜利用は1回250円
		保育園(3歳児以上)	5,500円 + 土曜利用は1回250円
	通園バス	片道 2,000円 往復 4,000円 (希望者のみ)	
保護者会等	なし		
その他	教材費(必要に応じた額をその都度徴収します)		
一時保育	300円/時間		

○認定こども園(幼保連携型)

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	龍翔寺こども園		
設置者	(福)永翔会	園長	大川 隆弘
住所	〒311-3826 行方市矢幡 2027-6		
電話番号	0299-73-2340		
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	幼稚園:30人 保育園:100人
開設時間	幼稚園(1号)	9:00~15:30 (預かり保育あり)	
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00 (延長保育含む)	
	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)	
	保育短時間	8:00~16:00 (8時間)	
休園日	年末年始 その他園長が休日と定める日		
保育目標	◎人を思いやるやさしい心を育てる ◎自立する心を育てる ◎物事に感動する豊かな心を育てる		
園が取り組んでいる 主な事業	◎障害児保育 ◎一時保育 ◎休日保育 ◎延長保育 ◎園庭解放 ◎子育て支援 ◎病後児保育 ◎その他(数の教室 体育教室 詩舞…4・5歳児,リトミック…2・3歳児) 4・5歳児は講師指導の下,詩舞に取り組み「礼」を学びながら豊かな感性を育てています。		
入所後にかかる経費	預かり保育料	幼稚園(1号)	100円/時間
	延長保育料	保育園(2号・3号)	100円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	5500円
		保育園(3歳児以上)	5500円 + 土曜日利用1回 300円
	通園バス	片道 2,000円 往復 4,000円 (希望者のみ)*兄弟割引あり	
	保護者会等	父母会費(300円/月)	
	その他(月額)	教材費 500円 3・4・5歳児…絵本代 400円前後	
一時保育	3歳以上:300円/時間 3歳未満:400円/時間		

○私立保育所

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	子どもの家 堇の苑		
設置者	(福)堇福祉会	園長	谷田 伊都子
住所	〒311-3832 行方市麻生 615-4		
電話番号	0299-77-9790	FAX	0299-77-9774
受入年齢	産休明け～5歳(就学前)	定員	30人
開設時間	幼稚園(1号)		
	保育園(2号・3号)	7:00～19:00 (延長保育含む)	
	保育標準時間	7:00～18:00 (11時間)	
	保育短時間	8:00～16:00 (8時間)	
休園日	日曜・祝日・年末年始		
保育目標	子どもは、豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めています。その子どもが、現在をもっともよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが目標です。		
園が取り組んでいる主な事業	◎一時保育 ◎地域活動事業 ◎延長保育 ◎日本太鼓(0歳児から) ◎絵本の読み聞かせ		
入所後にかかる経費	延長保育料	幼稚園(1号)	
		保育園(2号・3号)	150円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	
		保育園(2号・3号)	副食費 4,500円、主食費 1,000円
	通園バス	無	
	保護者会等	会費(300円/月)	
その他(月額)			
一時保育	2,000円/日		

○認定こども園(幼保連携型)

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	北浦こども園			
設置者	(福)中根福祉会	園長	藤崎 貴英	
住所	〒311-1713 行方市中根 309-1			
電話番号	0291-35-3141			
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	幼稚園:15人 保育園:80人	
開設時間	幼稚園(1号)	9:00~16:00 (預かり保育含む)		
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00 (延長保育含む)		
	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)		
	保育短時間	園児ごとに設定(8時間)		
休園日	日曜・祝祭日・年末年始			
保育目標	◎思いやりのある、心身共に健康な子 ◎自分から取り組む、意欲のある子 ◎よく考え、最後まで頑張り抜く子			
園が取り組んでいる 主な事業	◎一時保育 ◎地域子育て支援センター ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎病後児保育(予定)			
入所後にかかる経費	預かり保育料	幼稚園(1号)	50円/15分毎	
	延長保育料	保育園(2号・3号)	50円/15分毎	
	給食費	幼稚園(1号)	5,300円/月(月曜~金曜日)	
		保育園(3歳児以上)	5,300円/月(月~金・土曜日一食250円)	
	通園バス	片道1,500円 往復3,000円 (希望者のみ・きょうだい減免あり)		
	保護者会等	500円/月		
その他	教材費は必要に応じて都度払い			
一時保育	1,750円/日(給食250円)			

○認定こども園(幼保連携型)

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名		認定こども園のぞみ		
設置者	学校法人聖愛学園	園長	山田 秀子	
住所	〒311-1704 行方市山田 3418-1			
電話番号	0291-35-2550			
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	幼稚園:45人 保育園:85人	
開設時間	幼稚園(1号)	9:30~14:30 (預かり保育あり)		
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00 (延長保育含む)		
	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)		
	保育短時間	9:00~17:00 (8時間)		
休園日	日曜・祝祭日・年末年始			
保育目標	キリスト教を土台とした愛情豊かな環境の中で、0歳~2歳の大切な乳幼児期に、◎たくさんの言葉を覚え、◎おともだちとなかよく遊び、◎自分のことが自分でできる子どもに育つことを目標にします。			
園が取り組んでいる主な事業	◎地域子育て支援センター ◎一時保育 ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎リトミック/英語/体操教室			
入所後にかかる料金	預かり保育料	幼稚園(1号)	400円(~18時まで)	
	延長保育料	保育園(2号・3号)	400円	
	給食費	幼稚園(1号)	主食費 1,000円+副食費 4,000円	
		保育園(0歳児)	-	
		(1.2歳児) (3歳児以上)	主食費 1,000円 主食費 1,000円+副食費 4,000円	
	通園バス	片道 3,000円 往復 4,000円 (希望者のみ)		
	保護者会等	会費(3,000円/年)		
その他(月額)	教材(絵本代)400円程度			
一時保育	8:00~12:00 1,000円 / 8:00~15:00 2,250円(以降400円/時間)			

○私立保育所

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	玉造第一保育園		
設置者	(福)聖隷会	園長	石崎 範子
住所	〒311-3511 行方市玉造乙 1027-1		
電話番号	0299-55-3631	FAX	0299-55-2811
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	90人
開設時間	幼稚園(1号)		
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00 (延長保育含む)	
	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)	
	保育短時間	8:00~16:00 (8時間)	
休園日	年末年始(12月31日~1月1日)		
保育目標	◎元気な子 ◎すなおな子 ◎おもいやりのある子		
園が取り組んでいる 主な事業	◎延長保育 ◎一時保育 ◎休日保育 ◎病後児保育 ◎地域子育て支援センター ◎体育教室 ◎英会話教室 ◎絵画教室 ◎サッカー教室 ◎その他(年齢別園外保育、絵本読み聞かせ)		
入所後にかかる 料金	延長保育料	幼稚園(1号)	
		保育園(2号・3号)	150円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	
		保育園(3歳児以上)	5,500円(主食費1,000円・副食費4,500円)
	通園バス	600円~2,200円(距離により異なります)	
	保護者会等	会費(500円/月)	
その他(月額)	絵本代 400円程度		
一時保育	2,220円/日		

○私立保育所

(R1.10.1 現在)

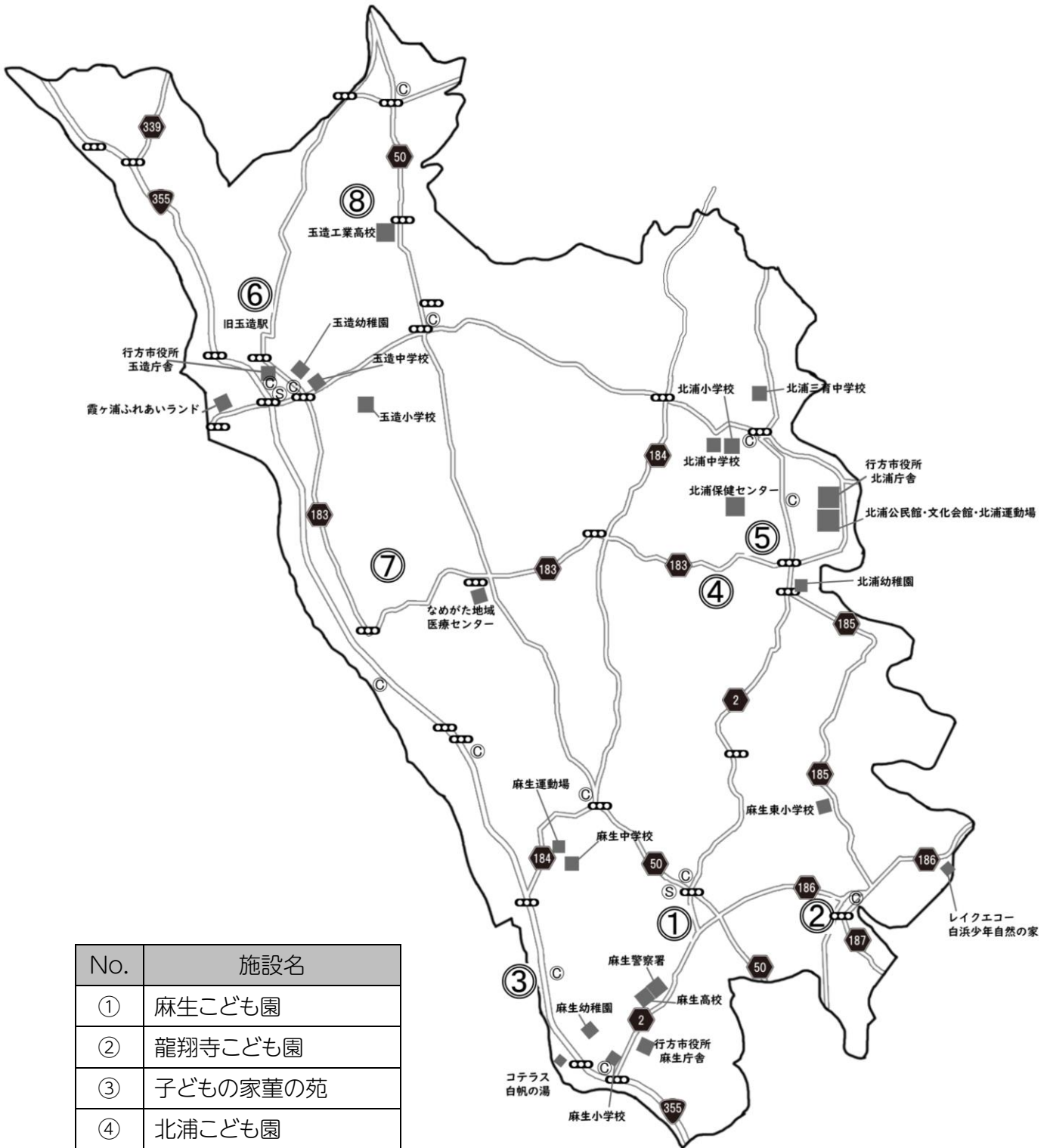
保育所(園)名		玉造第二保育園		
設置者	(福)聖隷会	園長	大原 市郎右衛門	
住所	〒311-3514 行方市西蓮寺 481			
電話番号	0299-56-0710	FAX	0299-56-0780	
受入年齢	0歳(6ヵ月)～5歳(就学前)	定員	100人	
開設時間	幼稚園(1号)	/		
	保育園(2号・3号)			7:00～19:00 (延長保育含む・土曜日は 18:00 まで)
	保育標準時間			7:00～18:00 (11 時間)
	保育短時間			8:30～16:30 (8 時間)
休園日	日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)			
保育目標	◎自分のことができる子ども ◎思いやりのある子ども ◎元気に遊べる子ども			
園が取り組んでいる主な事業	◎一時保育 ◎障害児保育 ◎延長保育 ◎休日保育(玉造第一保育園へ) ◎子育て支援センター(つくしんぼ) ◎その他(体育教室、英会話教室、プール教室、絵画教室、サッカースクール、絵本の読み聞かせ)			
入所後にかかる料金	延長保育料	幼稚園(1号)	/	
		保育園(2号・3号)		150円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	/	
		保育園(3歳児以上)		5,500円(主食費 1,000円・副食費 4,500円)
	通園バス	有料(距離により異なります)		
	保護者会等	会費(300円/月) ※2人目は200円		
その他(月額)	絵本代 400円程度			
一時保育	2,220円/日 (給食費 220円)			

○私立保育所

(R1.10.1 現在)

保育所(園)名	玉造第三保育園		
設置者	(福)聖隷会	園長	齋藤 和子
住所	〒311-3501 行方市芹沢 1652-5		
電話番号	0299-55-1224	FAX	0299-55-3781
受入年齢	0歳(6ヵ月)~5歳(就学前)	定員	90人
開設時間	幼稚園(1号)		
	保育園(2号・3号)	7:00~19:00 (延長保育含む)	
	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)	
	保育短時間	9:00~17:00 (8時間)	
休園日	日曜・祝祭日・年末年始(12月31日~1月3日)		
保育目標	◎健康で明るくたくましい子ども ◎友だちに親切でおもいやりのある子ども ◎誰とでも仲良く遊べる子ども		
園が取り組んでいる 主な事業	◎一時保育 ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎休日保育(玉造第一保育園へ) ◎子育て支援センター(あい♡あい) ◎その他(体育教室、英会話教室、プール教室、サッカー教室、おはなし会 クッキング保育、ミュージック・ケア)		
入所後にかかる 料金	延長保育料	幼稚園(1号)	
		保育園(2号・3号)	150円/時間
	給食費	幼稚園(1号)	
		保育園(3歳児以上)	5,500円(主食費1,000円・副食費4,500円)
	通園バス	1000円~(距離により異なります)	
	保護者会等	会費(400円/月)	
その他(月額)	絵本代 400円程度		
一時保育	2220円/日		

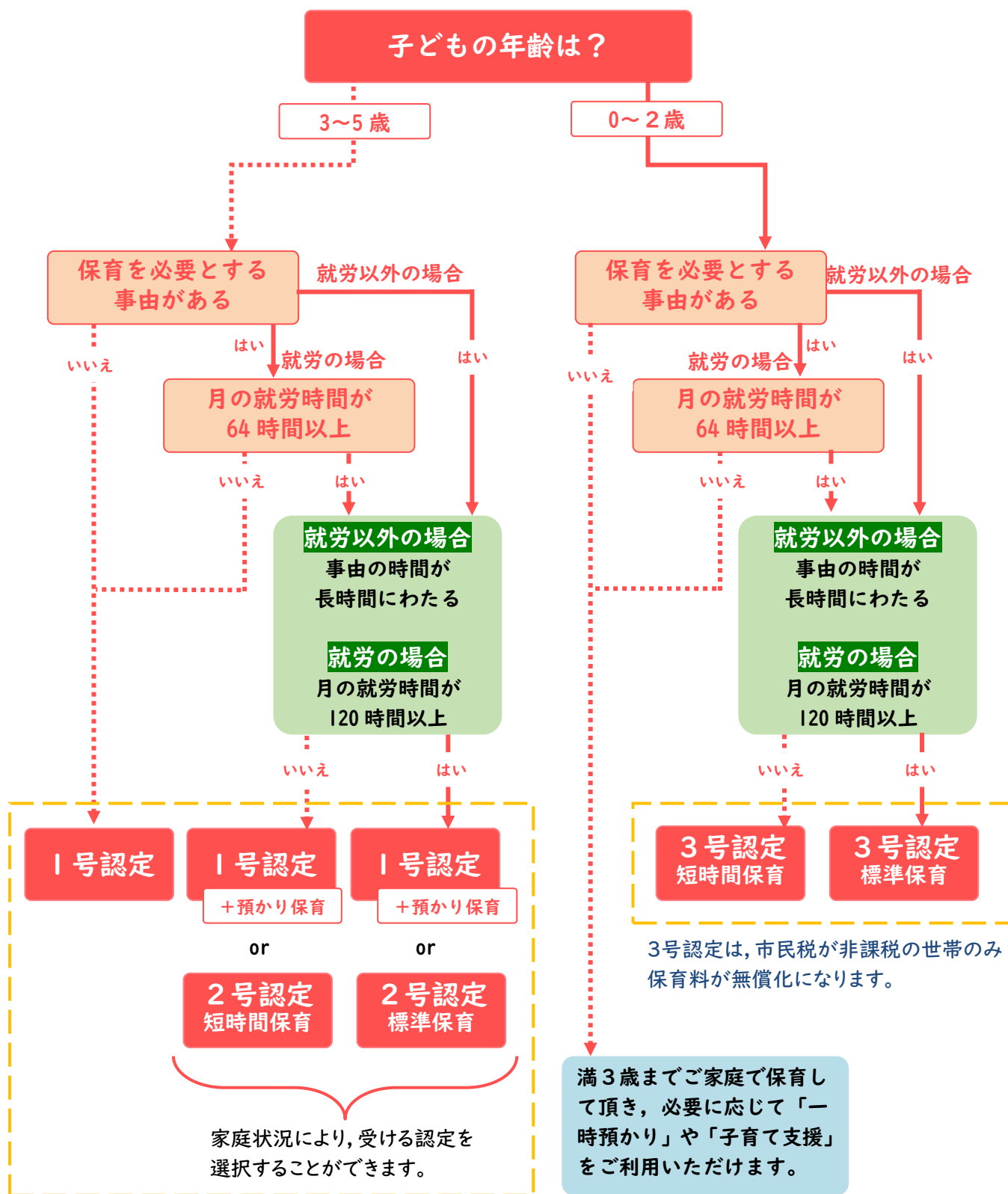
行方市内の保育園・認定こども園案内図



No.	施設名
①	麻生こども園
②	龍翔寺こども園
③	子どもの家菫の苑
④	北浦こども園
⑤	認定こども園のぞみ
⑥	玉造第一保育園
⑦	玉造第二保育園
⑧	玉造第三保育園

③ コンビニエンスストア
 ⑤ スーパーマーケット

保育認定フローチャート



1号認定、2号認定は保育料が無償化になります。

※認定の詳細は本誌をお読みください。